

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2021年12月2日

1 12月4日前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、

検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー、米国

(カリフォルニア州)

2 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙1 「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月2日時点）」

（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1202_list.pdf）

別紙2 「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1202_17.pdf）

別添3 「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

（https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1202_20.pdf）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。 (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

1 12月2日付けの追加指定（12月4日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

待機なし → 3日間待機 : アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー
米国(カリフォルニア州)

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (10か国)
アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (12か国)
イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア、オランダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、ポルトガル

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域 (35か国・地域)
アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストリア、ガーナ、カナダ
(アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州)、ケニア、コスタリカ、コロンビア、サウジアラビア
スイス、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ノルウェー、ハイチ
パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、仏領レユニオン島、米国(カリフォルニア州)、ベルギー、香港、モロッコ
モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※下線付きの国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域 (計37)。

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について (要旨)

以下の6か国・地域の「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」については、今般、水際措置の変更を行うこととします。

アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー、米国(カリフォルニア州)

1 アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー、米国(カリフォルニア州)を新たに「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、すべての入国者及び帰国者については、令和3年12月4日午前0時からは検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。

【参考】以上を踏まえ、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」又は「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定されている国・地域は、以下の57か国・地域です。

(1) 検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で10日間待機、入国後3日目、6日目及び10日目の検査が求められ、再入国原則拒否の対象となる国・地域

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で6日間待機、入国後3日目及び6日日の検査が求められる国・地域

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア、オランダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー、ポルトガル

(3) 検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機、入国後3日日の検査が求められる国・地域

アイルランド、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、オーストリア、ガーナ、カナダ(アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュコロンビア州)、ケニア、コスタリカ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、スペイン、スリナム、チェコ、デンマーク、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、ネパール、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、フランス、仏領レユニオン島、ベルギー、米国(カリフォルニア州)、香港、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

令和3年9月17日
最終改訂 令和3年11月26日

水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく
水際対策上特に対応すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に対応すべき変異株は以下のとおりです。

措置（17）に基づく、水際対策上特に対応すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B. 1. 351 系統の変異株（ベータ株） P. 1 系統の変異株（ガンマ株） C. 37 系統の変異株（ラムダ株） B. 1. 621 系統の変異株（ミュー株）	令和3年9月17日	
B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株） B. 1. 525 系統の変異株（イータ株） B. 1. 526 系統の変異株（イオタ株） B. 1. 617. 1 系統の変異株（カッパ株）	令和3年9月17日	令和3年9月27日
B. 1. 1. 529 系統の変異株（オミクロン株）	令和3年11月26日	

（以上）

令和3年9月17日
最終改訂 令和3年12月2日

水際対策強化に係る新たな措置（17）に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
検疫所業務課
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

1. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（1）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時（日本時間）	再入国原則拒否措置の実施開始日時（日本時間）
エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、レソト	令和3年11月30日	エスワティニ、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、南アフリカ共和国、レソトについては、令和3年11月27日午前0時。ザンビア、マラウイについては、令和3年11月28日午前0時。	令和3年12月2日午前0時
アンゴラ、モザンビーク	令和3年12月1日	モザンビークについては、令和3年11月28日午前0時。アンゴラについては、令和3年11月30日午前0時	令和3年12月2日午前0時

2. 宿泊施設にて10日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（1）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 (日本時間)

3. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（再入国原則拒否の対象）（措置（17）の1.（2）の全文に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機 措置の実施開始日 時(日本時間)	再入国原則拒否 措置の実施開始日 時(日本時間)

4. 宿泊施設にて6日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（2）の前段に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 (日本時間)
トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
イスラエル、イタリア、英国、オランダ	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
オーストラリア、韓国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル	令和3年12月1日	令和3年12月3日午前0時

5. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」に対する指定国・地域（措置（17）の1.（3）に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 (日本時間)
エクアドル、コロンビア、ドミニカ共和国、ハイチ	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時
オーストラリア、オーストリア、カナダ（オンタリオ州）、チェコ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、香港	令和3年11月29日	令和3年12月1日午前0時
スウェーデン、スペイン、ナイジエリア、ポルトガル	令和3年11月30日	令和3年12月2日午前0時
カナダ（アルバータ州、ケベック州、ブリティッシュコロンビア州）、スイス、ブラジル、仏領レユニオン島	令和3年12月1日	令和3年12月3日午前0時
アイルランド、アラブ首長国連	令和3年12月2日	令和3年12月4日午前0時

<u>邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー、米国（カリフォルニア州）</u>		
---	--	--

6. 宿泊施設にて3日間の待機対象となる「水際対策上特に対応すべき変異株」以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域（措置（17）の2.に基づく措置の対象国・地域）

国・地域	指定日	宿泊施設での待機措置の実施開始日時 (日本時間)
アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、ケニア、コスタリカ、スリナム、トルコ、ネパール、パキスタン、フィリピン、モロッコ、モンゴル、ロシア（沿海地方、モスクワ市）	令和3年11月5日	令和3年11月8日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（17）
(水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について)

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1.に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

- (注1) 上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。
- (注2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）の別添1の書式は廃止する。
- (注3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）の別添の書式は廃止する。
- (注4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注5) 上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（以上）

オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域について
(要旨)

アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー、米国（カリフォルニア州）については、別添のとおり、新たに「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」に指定します。

別添

令和3年11月29日
最終改訂 令和3年12月2日

水際対策強化に係る新たな措置（20）1. に基づく
指定国・地域について

厚 生 勞 働 省
健 康 局
結 核 感 染 症 課
健 康 課
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局
検 疫 所 業 務 課

外 務 省 領 事 局 政 策 課

「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている、「オミクロン株（B.1.1.529 系統の変異株）に対する指定国・地域」は以下のとおりです。

国・地域	指定日	指定の実施開始日時(日本時間)
アンゴラ、イスラエル、イタリア、英國、エスワティニ、オーストリア、オランダ、カナダ（オンタリオ州）、豪州、ザンビア、ジンバブエ、ドイツ、チェコ、デンマーク、香港、ナミビア、フランス、ベルギー、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト	令和3年11月29日	令和3年11月30日午前0時
スウェーデン、スペイン、ナイジェリア、ポルトガル	令和3年11月30日	令和3年12月1日午前0時
カナダ（アルバータ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア	令和3年12月1日	令和3年12月2日午前0時

州)、韓国、スイス、ブラジル、 仏領レユニオン島		
<u>アイルランド、アラブ首長国連邦、ガーナ、サウジアラビア、ノルウェー、米国(カリ福オルニア州)</u>	<u>令和3年12月2日</u>	<u>令和3年12月3日前0時</u>

(以上)

令和3年11月30日

1. オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき新たな変異株のうちオミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）については、本措置に基づき「オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する指定国・地域」として別途の指定を行う。

2. 外国人の新規入国停止

「水際対策強化に係る新たな措置（19）」（令和3年11月5日）（以下「措置（19）」という。）2.に基づく、外国人の新規入国に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する新たな審査済証の交付を行わないこととする。本年11月30日以降、本年12月31日までの間、この仕組みによる外国人の新規入国を拒否する。

3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し

(1)「措置（19）」1.に基づく、有効なワクチン接種証明書保持者の特定行動に係る、受入責任者から業所管省庁への申請の受付及び当該業所管省庁の帰国・入国前の事前の審査を、本年12月31日までの間停止し、業所管省庁から受入責任者に対する審査済証の交付を行わないこととする。

(2)「水際対策強化に係る新たな措置（18）」（令和3年9月27日）1.及び2.に基づく措置を、本年12月31日までの間、停止する。

4. モニタリングの強化等

上記1の指定国・地域からの帰国者・入国者について、入国者健康確認センターの健康フォローアップを強化するとともに、変異株サーベイランス体制を強化する。

5. 入国者総数の引下げ

日本に到着する航空便について、既存の予約について配慮しつつ、新規予約を抑制する。

(注1) 上記1に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。

(注2) 上記1に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で公表することとする。

(注3) 上記2に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、本年11月30日午前0時前に外国を出発し、同時刻以降に到着した者は対象としない。

(注4) 上記3(1)に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。

(注5) 上記3(1)に基づく措置における、令和3年12月1日午前0時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者については「措置（19）」1.に基づく特定行動を認めない。

(注6) 上記3(2)に基づく措置は、令和3年12月1日午前0時（日本時間）以降に帰国・再入国等する者に適用

する。

(注7) 上記4に基づく措置は、令和3年11月30日午前0時（日本時間）から行うものとする。

(注8) 上記5に基づく措置は、令和3年12月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（19）
(ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限及び
外国人の新規入国制限の見直し)

参考

令和3年11月5日

1. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後4日目からの行動制限の見直し

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下「措置（17）」という。）1.（3）の指定国・地域、措置（17）2. の指定国・地域、又は措置（17）の指定国・地域以外の国・地域（非指定国・地域）から帰国・入国する者であって、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（「水際対策強化に係る新たな措置（18）」（令和3年9月27日）（以下「措置（18）」という。）において有効と定めているもの。）を保持しているもののうち、下記（1）～（4）のいずれかに該当し、特定の省庁（原則として受入責任者の業を所管する省庁。以下「業所管省庁」という。）から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から帰国・入国前に審査を受けた者については、入国後14日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、活動計画書の記載に沿った活動（以下「特定行動」という。）を認めることとする。

また、特定行動が認められる者の親族について、当該者と同一の行程で入国し、同一の受入責任者の管理を受ける親族については、下記（1）～（4）のいずれにも該当しない場合であっても、上記の要件を全て満たす場合には、特定行動を認めることとする。

- （1）日本人の帰国者
- （2）在留資格を有する再入国者
- （3）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国者
- （4）緩和が必要な事情があると業所管省庁に認められた長期間の滞在の新規入国者

2. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国については、「水際対策強化に係る新たな措置（4）」（令和2年12月26日）1の措置に基づき、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記（1）又は（2）の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとする。

- （1）商用目的又は就労目的の短期間の滞在（3月以下）の新規入国
- （2）長期間の滞在の新規入国

3. 上記措置の適用

上記1及び2に基づく措置の適用には、受入責任者から業所管省庁に対して、実施要領（内閣官房、法務省、外務省及び厚生労働省において作成し別途公表）に沿って、誓約書や活動計画書を含む申請書式を提出し、業所管省庁の事前の審査を受ける必要がある。

(注1) 上記に基づく措置は、令和3年11月8日午前10時（日本時間）以降に帰国・入国する者で、事前に業所管省庁の審査を受けた者を対象とする。

(注2) 上記1に基づく措置は、本邦への帰国日前又は上陸申請日前14日以内に上記1で定める国・地域にのみ滞在歴のある者を対象とする。

(注3) 上記に基づく措置における受入責任者とは、入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等をいう。

(注4) 上記に基づく措置に関する問い合わせ先及び各省庁の申請窓口は内閣官房、法務省、外務省又は厚生労働省のホームページを参照のこと。

(注5) 上記1に基づく措置の対象となる者であっても、措置（18）に基づく自宅等待機期間の短縮のためには、措置（18）の定めにより、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を別途厚生労働省に届け出る必要がある。

（以上）

**水際対策強化に係る新たな措置（18）
(ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について)**

令和3年9月27日

1. 一部の国・地域からの入国者及び帰国者の自宅等待機期間について

「水際対策強化に係る新たな措置（17）」（令和3年9月17日）（以下、「措置（17）」）の1.（3）の指定国・地域、措置（17）の2.の指定国・地域又は措置（17）の指定国・地域以外の国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書（外務省及び厚生労働省において有効と確認したもの。以下同様。）を保持している者については、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た場合、入国後14日目以前であっても、自宅等での残余の待機の継続を求めないこととする。

2. 一部の国・地域からの入国者及び帰国者の施設待機について

措置（17）の1.（3）の指定国・地域又は措置（17）の2.の指定国・地域から入国・帰国する、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書を保持している者については、検疫所が確保する宿泊施設での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととする。

（注1）上記に基づく措置は、令和3年10月1日午前0時（日本時間）以降に入国・帰国する者を対象とする。

（注2）上記に基づく措置において有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書は別添の定めるところによるものとし、変更が生じた場合は外務省及び厚生労働省にて改訂版を作成の上、公表する。

（以上）

水際対策強化に係る新たな措置（17）
(水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域について)

令和3年9月17日

1. 水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域

水際対策上特に対応すべき変異株に関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

(1) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での10日間の待機を求める。その上で、入国後3日目、6日目及び10日に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(2) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での6日間の待機を求める。その上で、入国後3日目及び6日に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

また、このうち別途指定する国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

(3) 別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

2. 水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記1.に基づく指定国・地域以外の国・地域のうち、新型コロナウイルスに関する知見、各国・地域における流行状況、日本への流入状況などのリスク評価、ワクチンの有効性等を踏まえ、各国・地域からの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での3日間の待機を求める。その上で、入国後3日に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日までの間自宅等での待機を求ることとする。

(注1) 上記に基づく措置は、令和3年9月20日午前0時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置を継続する。令和3年9月20日午前0時からの上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）及び「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）による水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する指定国・地域への指定及び措置はすべて廃止する。

(注2) 上記における水際対策上特に対応すべき変異株は、ワクチンの効果を減弱させる又はワクチンの効果が不明なもの等の変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（15）」（令和3年6月28日）の別添1の書式は廃止する。

(注3) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（16）」（令和3年7月6日）の別添の書式は廃止する。

(注4) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注5) 上記に基づいて、令和3年9月18日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定内容の変更及び指定の解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。

(注6) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（以上）